

## ◇福井坂井地区広域市町村圏事務組合使用料条例

昭和 46 年 10 月 15 日  
条 例 第 5 号改正 昭和 52 年 3 月 30 日 条例第 1 号  
平成 12 年 8 月 10 日 条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 225 条の規定により、行政財産の使用につき徴収する使用料について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の徴収)

第 2 条 管理者は、行政財産を使用する者から使用料を徴収する。

(使用料)

第 3 条 使用料の区分及び月額は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料の徴収方法)

第 4 条 使用料の徴収方法は、納入通知書によるものとする。

2 使用料は、管理者が指定する期限までに納入しなければならない。

(使用料の免除)

第 5 条 管理者は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の返還)

第 6 条 すでに徴収した使用料は還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

(過料)

第 7 条 管理者は、次項に定めるものを除くほか、使用料の徴収を免れた者に対しては、5 万円以下の過料を科する。

2 管理者は、詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。

(委任規定)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

## 附 則

この条例は、昭和 46 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 3 月 30 日条例第 1 号）

この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 8 月 10 日条例第 2 号）

(施行期間)

- 1 この条例は、平成 12 年 9 月 1 日から施行する。  
(使用料に関する経過措置)
- 2 改正後の福井坂井地区広域市町村圏事務組合使用料条例の規定は、この条例の施行の日以降に、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 225 条に規定する許可を受けるものに係る使用料から適用する。  
(YONETSU-KAN ささおかの設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 3 YONETSU-KAN ささおかの設置及び管理に関する条例(平成 8 年条例第 1 号)の一部を次のように改正する。  
第 5 条中「別表 1」を「別表」に改める。  
第 8 条の見出し中「使用許可」を「使用料」に改め、同条第 1 項中「、喫茶、売店等を営もうとする者(以下「目的外使用者」という。)についての使用許可は、福井市行政財産使用条例(昭和 50 年福井市条例第 29 号)及び福井市行政財産使用条例施行規則(昭和 50 年福井市規則第 43 号)の規定を準用する」を「喫茶、売店等を営もうとする者が納付すべき使用料については、福井坂井地区広域市町村圏事務組合使用料条例(昭和 46 年条例第 5 号)の定めるところによる」に改め、同条第 2 項を削る。  
別表第 2 を削り、別表 1 を別表とする。

## 別表 (第 3 条関係)

区 分	使 用 料 の 年 額
土 地	(当該土地の評価相当額×使用面積/当該土地の延べ面積) × (5/100) × (1/12)
建 物	① 建物敷地が組合所有地の場合 (当該建物の評価相当額×使用面積/当該建物の延べ面積) × (6/100) × (1/12) + 当該土地の使用料年額 ② 建物敷地が借地の場合 (当該建物の評価相当額×使用面積/当該建物の延べ面積) × (6/100) × (1/12) + 当該土地の借地料年額

## 備考

- 1 消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定による消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税が課される場合の使用料は、この表の規定に基づいて算出した額に、当該額に消費税法第 29 条に規定する税率を乗じて得た額(以下この項において「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法第 72 条の 83 に規定する税率を乗じて得た額を加えた額(この額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。
- 2 電柱及び電話柱を設置して土地又は建物を使用する場合は、この表の規定にかかわらず、電気通信事業法施行令(昭和 60 年政令第 75 号)別表第 1 の規定を準用し、使用料を算出する。
- 3 電気料、水道料、ガス料、清掃料及び冷暖房料については、別に実費を徴収するものとする。